

26 高教福第 981 号

平成 26 年 11 月 27 日

市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課長

諸手当における支給要件の変更及び喪失に関する適正な届出手続
について（通知）

日ごろから、県費負担教職員の諸手当の関係事務の取扱いにつきまして、適正な処理を心がけていただき、厚くお礼申し上げます。

諸手当の届出手続につきましては、受給中の諸手当の支給要件に変更が生じていないかなどについて、各学校の事務担当者が確認するだけでなく、教職員自身が随時確認していただくよう、これまでも注意を喚起してきました。

しかしながら、特に扶養手当、通勤手当及び住居手当の支給要件の変更又は喪失の手続を怠ったことにより、支給要件に該当しない状態で、手当を長期間受給し、多額の戻入が必要となった事例が、例年、数多く発生しています。

言うまでもなく、教職員の給与は、県民の皆様の貴重な税金によって賄われているものであり、教職員の身分と職責を考慮すれば、これらを不当に受給することは許されるものではありません。

また、教職員が諸手当を不当に受給することは、県民の皆様に対し、公金の出納・管理に重大な疑念を抱かせ、ひいては、学校教育に対する不信を抱かせることになります。

このため、貴職におかれましては、こうした事態を招かないために、管内の学校長及び教職員に対して、なお一層、諸手当の支給状況に十分留意し、確認することを促すとともに、支給要件の変更又は喪失が生じた場合は、速やかに適正な手続を行うよう、ご指導をお願いします。

諸手当の支給要件の変更及び喪失に関する事例

留 意 事 項

1 扶養手当

- 扶養親族（実父母、配偶者等）の公的年金と個人年金の受給合計額が、限度額（**130 万円**）を超過していた事実を把握していなかったため、支給要件の喪失の届出を怠っていた。
- 扶養親族（配偶者、実子等）が就職し、限度額を超過する収入を得ていた事実を把握していなかったため、支給要件の喪失の届出を怠っていた。
- 扶養親族（実子等）がアルバイト等により、不安定ではあるが、3箇月平均で限度額（**108,333 円**）を超過する収入を得ていた事実を把握していなかったため、支給要件の喪失の届出を怠っていた。

年金額が改定された時、増額に気づいていますか？

支給要件の限度額が年額 130 万円だけではなく、月額 108,333 円で喪失することをご存じですか？

共済組合の扶養、所得税上の扶養の変更の時、手当の支給要件についても確認しましょう。

2 通勤手当

- 人事異動や転居等により、自宅（持ち家）等から勤務校までの通勤距離に変更が生じたにもかかわらず、支給要件の変更の届出を怠っていた。
- 高速道路の利用において、新たに無料区間が設定され通行料金に変更が生じたにもかかわらず、支給要件の変更の届出を怠っていた。
- 認定する時に、本人が通常使う道のほかに「一般に利用しうる最短経路」があることを見過ごし、確認することを怠っていた。
- 校門の外側に駐車場があるのに、校門までの距離を測っていた。（距離の近い方で測定すべきであった。）

住居届と通勤届はセットで考えましょう。

E T Cの利用は、通行料金の変更に気づきにくいので、気をつけましょう。

通常使う道のほかに、最短経路はないですか？

3 住居手当

- 家賃変更があったが、届出を忘れていた。
- 人事異動や転居等により、住居が借家から自宅（持ち家）に変更になったにもかかわらず、支給要件の喪失の届出を怠っていた。

住居手当の支給額は、一律ではありません。家賃額の改定に気をつけましょう。

4 その他

- 連絡指導手当が、学級数等の支給要件を満たしていないにもかかわらず、支給されていた。

支給開始時・年度初めには、支給要件の確認をしてください。

諸手当の支給事務に関しては、届出時は、申請者・事務担当者ともに慎重かつ正確に取扱いをして認定をしていただいていると思いますが、認定後の諸手当の支給が恒常的になると、支給要件の確認を行うことを忘れがちになります。

申請者は、ご自身が受給している手当に関し、常日ごろから意識を持ち、毎月の給料の支給明細をご覧になって、受給してよい手当であるかどうか金額をよく確認してください。